

1. ICA(国際協同組合同盟)関連資料

協同組合であることに関するICA(国際協同組合同盟)の声明

註:「定義」「価値」はICA百年の歴史で初めて設定されました(1995年)。
 なお、この声明の統一した日本語版はありません、各自が訳しているだけです。

(定義) 協同組合とは、(その構成員によって)共同で所有され民主的にコントロールされた事業を通じ、共通の経済的・社会的・文化的要求やと要望を満たすために自発的に力を合わせた人々の自治の組織(社団)である。

(価値) 協同組合は、自助自立、自己責任、民主主義、対等平等、公平公正、連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を引き継ぎ、協同組合の組合員は、誠実、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条とする。

(原則) 協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

ICA協同組合原則の変遷

第15回大会で採択 1937年パリ	第23回大会で採択 1966年ウィーン	第31回大会で採択 1995年マンチエスター
1.加入脱退の自由、公開	1.公開	1.自発的で開かれた組合員制
2.民主的管理、一人一票	2.民主的管理、一人一票	2.組合員による民主的管理
3.利用高配当	4.剰余金の配分	3.組合員の経済的参加
4.出資金の利子制限	3.出資金の利子制限	
5.政治的・宗教的中立		4.自治と自立
6.現金取引		
7.教育促進	5.教育促進	5.教育・訓練および広報
	6.協同組合間協同	6.協同組合間協同
		7.コミュニティへの関心

ICAケベック大会(1999)「排除から包容へ」

昨年秋に開催されたICAケベック大会は、私も参加したが1980年のレイドロー博士の強烈な問題提起に対する実践的回答の報告が相次いだ。同時にそのことはグローバル化の中での協同組合の挑戦を新千年紀に向けて謳いあげることとなった。

ロドリゲスICA会長の挨拶の一部を紹介すると;

「集中の課題は、グローバル化の主要な当然の構成要素です。これらは同じゆりかごから生まれたものであり、一方が他方の結果です。...集中が今日の経済モデルの一方であるならば、他方は排除(exclusion)です。一方における更なる集中は、他方における更なる排除を引き起こしています。大波は常にその後死を残します。最悪の帰結は失業であります。」

「この種の排除は社会不安を深刻にします。この種の排除は問題を更に更に大きくします。麻薬取引であろうが、テロリズムやゲリラ戦争であろうが、犯罪であろうがです。」

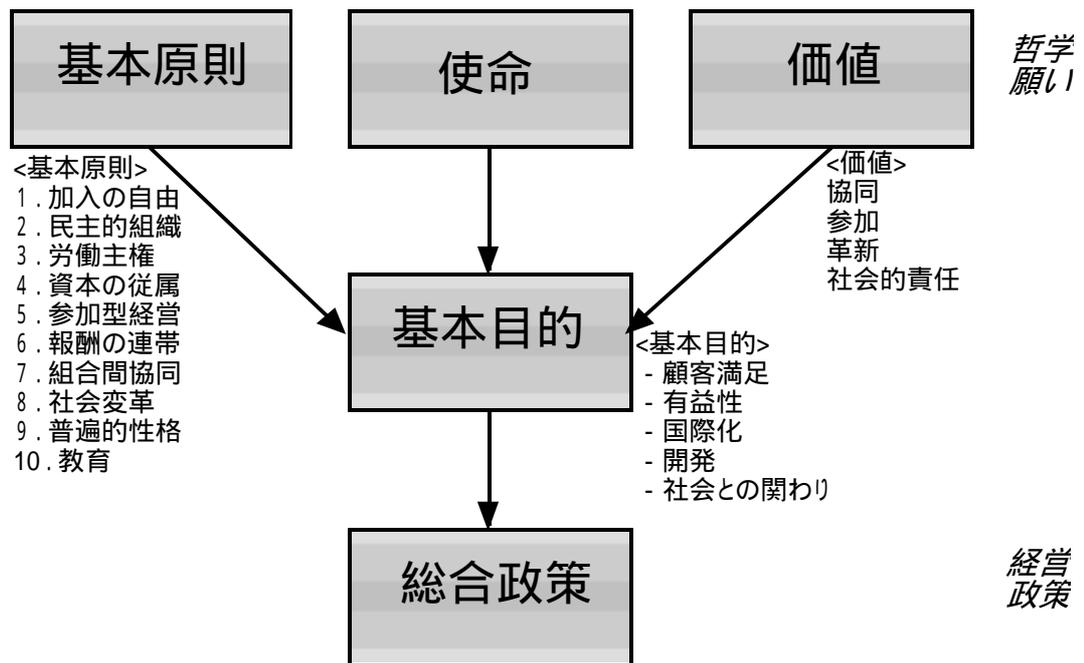
「そこに、協同組合発展の第二の波が、民主主義、そして結果として平和を守るといふ、素晴らしい機会を協同組

合にもたらす理由が存在します。...第1に、協同組合における集中は、排除の結果をもたらしません。逆に、巨大な国際市場にアクセスを求め、同時に、地域の市場をオープンに保つ過程ですべての人を包み込みます。第2に、協同組合は他のセクターから排除された人々に対して解決策を提供します。」

「協同組合は包み込みの (inclusive) 組織であり、排除の組織ではありません。もちろん、自らのイメージを守るために、協同組合が悪い組合員やリーダー、悪い役員の除外を余儀なくされることは事実です。だがそれは排除ではなく、もみ殻から小麦を選り分けることなのです。」

2. **モンドラゴン協同組合の経営戦略構造から**

出典：2000年6月28日、ジュネーブで開催されたCOPAC(協同組合振興促進委員会)オープン・フォーラム(テーマ「Decent Work: Can cooperatives make a difference?」)へのモンドラゴン協同組合連合体のレポートより。
(<http://www.copacgva.org/fora/geneva2000.htm>)



3. **第89回ILO総会第1次討議議題：協同組合の振興**

出典：ILO東京支局発行「ILOジャーナル2000年9月号」

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/newsletr/index.htm>

協同組合 - 21世紀に向けて (抄)

【協同組合の潜在力】

従来から、自営業や起業家を育成するなど雇用創出で協同組合が果たす役割は高く評価されていた。ILOは創設当初からその意義を認め、創立の翌年、1920年には協同組合法を制定し、この分野では技術協力活動を中心に国連機関の中で最も活発な活動を行ってきた。

近年の経済情勢、すなわち経済のグローバル化・自由化は企業間の厳しい競争をもたらし、勝者と敗者をはっきり分け、富が一部に集中する結果となった。市場経済化と規制緩和の流れはもはや止められず、民間企業の競争は一層激しくなると予想される。このような経済情勢下、利益最優先の企業とは別次元の価値観に基づく協同組合に対する期待は一段と大きくなってきている。

【第127号勧告改正の必要性】

このように協同組合は国の経済と社会の発展・安定に大きく貢献しているだけでなく、競争を勝ち抜いたグローバル企業では提供できない多様な事業やサービスを展開することができる(コミュニティに根ざした事業など)。

協同組合を取り巻く状況の変化に鑑み、ILOは1993年に協同組合専門家会議、1995年に協同組合法専門家会議を開催し、第127号勧告の影響を評価した。ここで出された結論を元に、1999年3月の理事会は、第127号勧告の改正を目指し、協同組合の振興を2001年の総会議題に取り上げることに決定した。

改正提案理由の1つは、従来のような政府の関与を受けことなく協同組合が自立できる環境を整え、新しい社会経済環境における協同組合のあり方を示すことにある。さらに、国際的な原則として広く普及している、国際協同組合同盟(ICCA)が1995年に改訂した協同組合の原則を尊重していくことも必要とされる。

なお国連でも、協同組合を振興していくための環境作りの一環として、ガイドラインの策定が検討されている。ILOは、COPACと呼ばれる他の国際機関との協力体制のもとで、ガイドラインの草案作りに積極的に関与している。

協同組合成功のための前提条件 (抄)

第1前提条件は企業家精神と運営能力であるが、他にも次のような要素が挙げられる。

【政府の政策】

協同組合の成長と繁栄をもたらすような枠組みとして考えられる政策。

【法的枠組み】

現在各国が用いている協同組合に関する法体系には長所も短所もあるが、一般的には、直接協同組合を対象とする適切な協同組合法を制定することが望ましい。

【協同組合の支援体制】

協同組合に対する支援は、国の発展段階によって具体的なニーズは異なるが、人材育成や会計監査、各種助成制度、ローンなどの資金調達や税制面での優遇措置、ハード・ソフト面での技術的支援(例えばコンピュータによるデータ管理、経営コンサルタントなど)、研究・開発などが挙げられる。国が提供する支援策、民間サービスの利用(資金面で問題はあがる)、協同組合の中央組織(連合会など)が提供するものなど実施機関はいろいろ考えられるが、内容はもちろんのこと、利用に伴う条件設定などについても十分な検討が必要である。

(ILO引用終了)